

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書を部分開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成 28 年 8 月 3 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「名称のいかんに関わらず、秘密文書（極秘文書を含む。）の取扱いに関する訓令及び通達等の全て」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書のうち安芸高田警察署を担当部署とするものとして、「秘密文書登録簿の作成、管理及び廃棄について」と題する平成 28 年 2 月 29 日付けの示達文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、条例第 10 条第 6 号に該当する情報を不開示とし、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 28 年 9 月 30 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 11 月 17 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 6 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、実施機関が、条例第 10 条第 6 号を適用し、本件対象文書の一部（警察電話番号）を不開示とした理由に根拠がないからというものである。

第 4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、当審査会に提出した実施機関の弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

不開示とした警察電話番号は、一般には公表されていない内線電話番号であり、警察内部における連絡・調整に使用している。これを公開することとなれば、警察の捜査や事務を妨害しようとするものが電話をかけ続ける等の妨害を行うことや、取締り

等に対する抗議や苦情等が集中することになるなど、警察の連絡・調整事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「秘密文書登録簿の作成、管理及び廃棄について」と題する安芸高田署における示達文書である。

実施機関は、本件対象文書の末尾に記載されている警察電話番号について、警察事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第6号に該当する情報であるとして不開示とした。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 諮問実施機関による説明

諮問実施機関に対して、警察電話番号について確認したところ、次のとおりであった。

ア 警察電話の運用等の根拠

警察電話は、警察電話要則（平成14年警察庁訓令第13号）及び広島県警察電話の運用に関する訓令（昭和48年広島県警察本部訓令第30号）を根拠として運用しているものであり、その目的は、同要則第1条により、「警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため」と規定されており、主に警察の連絡・調整事務のために使用しているものである。

イ 警察電話の使用の範囲

同要則第2条第1項により、「警察電話による通信は、警察職員が警察の責務を遂行するため必要な事項をその内容としたものでなければならない。」と規定され、原則として警察職員をその対象とし、部外者の使用については、同要則第3条により厳格に制限している。

ウ 警察電話と警察以外の一般加入電話等との通信方法

警察電話から一般加入電話等への通信は可能であるが、一般加入電話等から警察電話への通信については、一般回線の代表電話により交換室を介して転送されることによるのみ可能となる。

(2) 公表されている警察電話番号について

当審査会において調査したところ、本件処分に係る通知書の「担当部署」欄に警察電話番号が記載されているほか、実施機関のホームページには、連絡先として内線番号（警察電話番号）を掲載している例があった。

そこで、どのような場合に実施機関以外の部外者に警察電話番号を教えるのか、諮問実施機関に確認したところ、業務に関する質疑など、県民等部外者からの問い合わせなどが想定される場合は、通知書やホームページに警察電話番号を記載している場合があるということであった。しかしながら、そのことをもって警察電話番号を公表しているということではなく、当該業務に関わりのある、あるいは、当該業務に関する質疑や問い合わせ等を行う必要がある県民等に対して、利便性を考慮

し、必要性を認めて明示しているものである旨説明があった。

(3) 条例第 10 条第 6 号該当性について

ア 条例第 10 条第 6 号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「おそれ」の程度は、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならないと解される。

イ 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項において、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」旨規定されている。諮問実施機関は、このような責務規定の下で運用されている警察電話について、上記（1）のとおり、警察の連絡・調整事務のために使用するもので、使用者は原則として警察職員に限られており、一般電話回線等からの架電も交換室を介してのみ可能とされているなど、厳格に運用されている旨説明する。

さらに、当審査会が確認したところ、上記（2）のとおり、実施機関においては警察電話番号を部外者に対して明示することもあるが、それは、当該部外者との関係や必要性を考慮し、一定の場合に限って行われている。

ウ 上記イのような実施機関における警察電話の運用実態や、取締りや許認可等、県民の権利利益に影響を及ぼす警察業務の特殊性に鑑みると、本件対象文書で不開示とされた警察電話番号を公にすると、警察の捜査や事務を妨害する目的で電話をかけ続けるといった行為等によって、警察電話本来の使用目的である警察の業務上の連絡・調整事務に著しい支障を及ぼすこととなり、警察業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問実施機関の説明は首肯できるところである。

したがって、警察電話番号は条例第 10 条第 6 号の不開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関がこれを不開示したことは、妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 3. 16	・ 諮問を受けた。
30. 2. 23 (平成 29 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 4. 20 (平成 30 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授